

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2013年4月15日発行
第105号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。



春号 Spring

- 第三者・管理者・管理方式について… p.2
- NPO埼玉管ネットとは … p.4
- 「二つの古い」貴方の
マンションは大丈夫?… p.5
- 標準管理規約の変更と
管理組合の対応… p.6
- 連載 私の町はどんな町②—行田市… p.7

東京駅丸の内駅舎

保存復原工期

自2007年（平成19年）4月～
至2012年（平成24年）10月

建築面積 約9,800m²

地上3階（一部4階）・地下2階

鉄骨煉瓦造、RC造（一部S造・SRC造）

「第三者・管理者・管理方式について」

NPO法人 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

国土交通省は、平成24年1月、「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」を設置し、標準管理規約を改訂し、区分所有権を持たない専門家などが管理組合の理事や管理者になることが出来る第三者管理方式を導入することを検討してきた。

しかし、当初昨年4月に予定されていた標準管理規約の改正試案を示して国民からの意見（パブリックコメント）を求める事はいまだに行われていない。

更に、昨年8月29日に第9回会議が開催された以降は全く会議は開催されていない。又、第9回会議の議事録が4ヶ月経過した12月時点においても公表されず現在に至っている。

このように第三者管理を検討している国交省の検討会は、過去に例を見ないよ

うな異常な状況に陥っているようだ。

このような状況に至った原因は明らかにされていないが、この検討会では、これ以外にも管理組合の業務として掲げられているコミニティ活動に関する条件を削除することも検討されているとの情報も聞こえてくる。

＊第三者管理方式が、公明党大口善徳議員の「質問主意書」という形で、国会での議論の対象となり、且、大手デベロッパの定時総会でも一株主から質疑されたことで今後どう具体化されるのかが、注目の的となっている。

＊第三者管理者方式については、原則的に管理者としての個人・法人が問われていない為、放任しておく

管理組合の財産が毀損される恐れがあり、同時に利益相反も深刻な問題となってくる為、確実な説得力のある保証・担保を中心とした監視体制の構築が急がれる。

国交省では、管理組合としての第三者管理者管理方式の活用は、今後管理運営上、問題視されそうな規模で超高年マンション等を中心にセーフティーネットのスタンスでのアプローチの仕方を考えているようだ。

セーフティーネットは一般的に「安全網」として定着しているが、いわば網の目のように救済策を張ることと社会全体に対して、安全や安心感を提供する社会保障の一種ともいわれている。こうしたところから、計画修繕を中心としたマンションの維持管理運営は、もはや「インフラ」の領域に達しつつあるという声も出始めている。

＊参考
・平成23年末現在、(マン

ション戸数 579万戸・居住人口1,400万人)

＊現在の「マンション管理の課題」

(1) 第三者管理者管理の導入を検討する背景として

①区分所有者の高齢化 ②組合活動に無関心な区分所有者の増加 ③役員の成り手不足 ④役員の輪番制による問題の先送り ⑤理事長（管理者）の責務に対する無理解 ⑥賃貸化等「占有者」の増加などがある。

(2) 専門家の管理者への選任を検討する理由として

①役員の成り手不足(51・7%) ②区分所有者の高齢化(41・1%) ③区分所有者の無関心(38%)以上三点は、築年数が多くなる程、割合が高くなる。

(3) 高齢化の現状

平成11年度から、平成20年度の変化をみると、60歳以上の割合が39・4%と増加。40歳以下が35・6%と減少しており、居住者の高齢化の進展が伺える。

(4) 賃貸戸数の割合は？

低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社 建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフツ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

平成12年度に比し、平成20年度は、賃貸戸数割合18・6%と割合が減少し、平成20年度の賃貸戸数割合が0%以外のマンションは、全体の約70%を占める。完成年度が古いほど、賃貸割合が高くなる傾向である。

(5) 永住意識について

昭和55年度から、平成20年度の変化をみるとマンション居住者の永住意識は高まる傾向で、平成20年度は、約半数49・9%の区分所有者がマンションを終の棲家として考えている。

* 第三者管理方式の現状？

(1) 管理者の選任状況

区分所有者である理事長が管理者となっているマンションは、89%、区分所有者以外の第三者が管理者となっているマンション5・1%である。

(2) 管理者管理の受託状況

平成19年度に大手管理会社、投資用マンションの受託が多い管理会社100社に対して行ったアンケート

結果(有効回答数87社)によると、管理者管理方式を受託しているのは、41社(47・1%)であるが、管理組合数ベースでは、1,524組合(3・4%)であった。管理者管理を受託している41社を管理組合の受託規模別でみると受託組合数が5組合未満の管理会社は、19社(46・3%)であった。

(3) 専門家の管理者への選任意向

区分所有者以外の専門知識を有する第三者(専門家)を管理者に選任する意向は、全体では、①将来に必要であれば検討したい(40・4%) ②検討している(2・2%)で、計42・6%で、現在または、将来の選任意向はある。

又、築年数が古くなる程

将来の選考意向が強くなる傾向がみられる。

* 今後検討すべき課題

(1) 第三者管理の今後の見通し、需要の見直し

(2) 求められる管理者の要

件

マンション管理における適正な業務実施・専門性の確保・業務遂行能力(マンション管理の精進度、経験・実績・専門性)・管理者の財産要件(供託・自己資本)

(3) 管理者の業務範囲・権限の明確化

管理者としての業務範囲と責任範囲(管理費・修繕積立未納・訴訟当事者)

・ 第三者管理の適正な業務範囲・責任範囲・理事長の権限(勧告、指示、訴訟)

との役割分担・財産運用の責任。

(4) 組合財産の保全手法

1) 組合財産の毀損を未然に防ぐ方策(口座管理)

・ 財産毀損を防ぐ為の口座管理手法、印鑑・通帳保管

2) 事故発生時における組合財産保全の担保

・ 一定額の供託、財産要件、保証・保険制度、管理者財産からの保証など

(5) 管理者としての受託業務内容の明確化・透明性担保(業務区分)

・ 利益相反の恐れ、双方代理の問題、自己契約の整理
・ 管理組合からの発注の適正確保

* 管理組合からの発注における一定の制限、ルール(複数見積もり、情報開示)の設定の必要性

(6) 業務の適切性確保

1) 管理組合及び管理者並びに管理会社間における新たなルール作り

・ 管理組合と管理者間における契約書の在り方

・ 管理者と管理会社間における管理委託契約書の在り方

2) 管理者の監督(居住者への報告、監査の仕組み)

・ 透明性を確保する為の修繕工事等の工事内容、工事金額の報告義務

・ 修繕工事も含め、積立金の使用に関し、能力がある者の監査制度の要否

3) トラブル・苦情解決の仕組み

・ トラブルが起こった場合の相談、苦情解決、支援紛争処理の体制等

世紀を超えて 快適サポート

 建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-11-1
TEL03-3433-0503 FAX03-3433-0535
URL : http://WWW.KENSO.CO.JP

～ Totalでご提案します ～

大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています。



- 大規模修繕工事
- 給排水設備工事
- 各種防水工事
- 防音工事
- 内装工事
- 建物・設備診断


 JQA-QM6964
 「首都圏マンションリニューアル事業部」


 JQA-EM6433
 「首都圏マンションリニューアル事業部」

東北支店 千葉支店 横浜支店 中部支店 関西支店 札幌営業所 福岡営業所

*NPO 埼玉管ネットとは

活動実績23年、管理組合のパートナー団体です。

「煩わされることのない快適なマンションライフ」と思っ入居したマンションで、管理組合の役員を「押し付けられ」こんな答ではと困った経験……私たちもこんな経験から、出発しました。

こんな経験が下敷きとなり、快適なマンションライフを確保する為に、平成2年1月、埼玉県マンション管理組合協議会として発足しました。

埼玉管ネットは、マンション居住者が抱える悩みを情報の共有によって解決を図る為、管理組合が相互に交流を行い円滑な運営を支援する目的で設立しました。会員の増加に伴って平成7年7月、埼玉県マンション管理組合ネットワークと名称を変更、更に平成13年埼玉県より、NPO法人の認証を受け特定非営利活動法

人「埼玉管ネット」の名称で活動を継続、現在に至っております。

・埼玉管ネットの最大の目的は、管理組合同士の交流と経験・情報の交換です。その為に地域交流会・懇談会やセミナーなどを開催、「マンションライフ」などで、情報を提供しております。

・大規模改修や建物診断、悪質な規約違反、管理費の長期滞納などの専門的問題については、平成8年に併設しました、マンション問題総合研究所所属の専門家（弁護士・1級建築士・税理士・マンション管理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー）等の幅広いネットワークで支援体制を整えています。

・さらに、全国各地の同じ目的の団体の組織「NPO 法人・全国マンション管理組合連合会」に加盟している埼玉県で只一つの団体です。

全管連は、国土交通省との定期的な会合を持つてお

り、マンションに係わる行政施策について、NPO 埼玉管ネットに加入している会員は、全管連を通じて政府に要望書を出すことが出来ますし、国のマンション施策についてもいち早く情報を得る事が出来ます。

学術研究集団である一般社団法人日本マンション学会とも相互交流を行い、研究会・分科会等に参加マンション問題に対応しています。

*埼玉管ネットはこんなお手伝いをしています。

「管理組合の皆様が壁にぶつかつたときの諸問題への相談支援」

1、法律相談

- ①日常法律相談 ②個々の事件の処理 ③契約文書の作成 ④管理規約作成のコンサルタント

2、建物管理保全の相談

- ①建物の診断及び建物の瑕疵 ②長期修繕計画書作成 ③大規模修繕工事の取り組みと進め方 ④大規模改修工事のコンサルタント

3、管理運営相談

- ①マンションの管理運営（トラブルの解決含む） ②管理規約の作成や見直し、管理組合の法人化とその設立手続 ③総会・諸会議の書類作成 ④小規模マンションの部分委託管理及び自主管理 4、その他

・管理委託業務についての助言と支援

・管理組合の財政基盤の強化、会計処理の助言

・ペット飼育や居住者のマナーの問題の対処

*「会員になるには……」

所定の入会申込書を提出して頂き会員となります（会費はNPOの為格安）

・一般会員→マンション管理組合単位での入会で、管理組合・区分所有者共に所定のサービスが受けられます。

・個人会員→マンション居住者の他、誰でも個人会員になって頂けます。

・賛助会員→埼玉管ネットの事業を賛助して頂ける個人または法人です。

タイル壁に「安心」を塗ろう。

<http://www.dyflex.co.jp>

剥落防止

色調保持型タイル剥落防止工法

防水 透明

エバーガード

窓ガラスに「快適」を塗ろう。

防虫

窓ガラス用紫外線・赤外線反射吸収コーティング材

省エネ 透明

UI-シールド

株式会社ダイフレックス
さいたま営業所

TEL:048-646-4870
FAX:048-646-4871
e-mail:saitama@dyflex.co.jp

「二つの古い」貴方の
マンションは大丈夫？

マンション建物と居住者の高齢化が、今、最も頭の痛い問題となっています。

平成22年9月から23年1月、埼玉県が県内分譲マンションの実態調査を実施、その中で、管理組合が将来不安に感じている第1位が居住者の高齢化で51%の管理組合が意識しています。

又、35%以上の不安事項として、①大規模修繕工事の実施②管理組合活動に無関心居住者の増加③修繕積立金の不足があります。

マンションは20年を経過すると、一定の居住水準を維持できなくなってきました。少しでも長く優良なマンションとして住み続けるためには、以下の二つの条件を満たさないとそのマンションは間違いなくスラム化が進むことになるでしょう。

①外壁、ベランダ、解放廊下、階段、庇などの中性化防止対策を積極的に図る事。

②第1回目の大規模修繕を

終えたら、積立金の平米単価を月額1700〜2000円位に変更する事です。

しかし、これは劣化対策として最低条件で、充分な条件ではありません。ここで考えなければならぬ事は、建物の老朽化に加えて、居住者の高齢化が重なっていく事です。

新築当時は、30〜40歳が、所有者の6割を占めていても、住み替えを繰り返して20年にもなると60歳以上の高齢者が5割を超えているのが実情です。

厚生省の調査では65歳以上の所帯では、96%が公的年金受給者で、その内の45%が公的年金のみで生活しています。

問題はこうした年金生活者が一時的に大金を必要とする大規模修繕や建て替えの費用を負担出来るかどうかにかかっています。

築20年を迎えるマンションは、多額の修繕費用を必要としているのに、実際には、修繕積立金のストックの乗離が甚だしく深刻な問

題になってくるのです。

こうした状況を目前にしながらかの対応もせず、ただ漫然と役員交代を繰り返している管理組合が多くみられます。

一日も早くこの問題に目覚めない限り、更に悲惨な過程を進む事になります。

差し迫った大規模修繕に対して、仕方なく躯体の耐久性の向上より、低工事価格に目を奪われた、所謂予算に合わせて仕様を組むという責任逃れの化粧中心の修繕を選択する最悪の事態となる恐れがあります。

こうしたケースを防止するためには、ともかく一時も早く建物の調査・劣化診断を実施、中・長期の大規模修繕計画を策定する事で、それにはまず、修繕工事と切り離して劣化調査・診断を実施する事です。

経費を惜しむあまり、工事受注の為の営業サービス診断は、絶対避けなければいけません。

建築施工管理士

佐々木 一



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

「標準管理規約の変更と管理組合の対応」

NPO法人 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

昨年1月、国交省は「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」をスタートさせた」と記したが

今年、築年数30年を超えるマンションは、全国で118万5000戸あるといわれており、この数字は580万戸ある全国分譲マンションの20%が、高経年マンションであるという実態を示している。

「二つの古い」に代表される建物と居住者の高齢化に伴う問題も浮上している。

現在、管理組合運営について、高経年化に伴う管理組合財政の圧迫を招いており、一層難しくなっていく中で継続的な管理運営ができていないとか、専門性の向上などが進んでいないマンションが多いというのが現状だ。

その結果として、全国の

過半の管理組合では、いまだに1年交代・輪番制という体制で運営されている。

任期1年で役員全員が交代し、管理組合の仕事も専門的な知識も身につかない管理組合理事経験者も多く、管理能力の身につかない現実となっている。

このように継続性も専属性も無いという管理組合では、運営や維持管理を行っていく事は極めて困難であり、ここに、現行管理方式を真剣に検討していかねればならない理由がある。

国交省は専門的知識を有する者や学者などによる、「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」をスタートさせた。

課題は、居住者の高齢化による役員の成り手不足や管理組合活動に協力しない居住者の増加・建物の維持管理や大規模修繕工事を

行う為のリーダー等専門家のいないことなどがあげられるが、主体は、「マンションの第三者管理者管理方式」の検討である。

- (1) 区分所有者を主体とした管理組合理事長方式
- (2) 区分所有権を持たない専門家等を管理組合役員にできるような方式
- (3) 区分所有法上の管理者に第三者を就任させる(第三者管理方式) 検討会が開かれた。

「管理組合の主体的力量を高める必要性」

区分所有者は、そのマンションの居住者ということになるが、住民自治という民主主義の原則からいえば現行制度は、極めて理にかなった制度である。

しかし、民主的な制度を有効に機能させていく社会的条件が整備されていないことが問題なのである。

マンション管理の主体を管理組合と位置付けているのであれば、先ずはこの管理組合の主体的力量を高める政策を実行していくべき

であろう。

まとめとして言わせて頂くならば、築30年を超える高経年マンションが、120万戸に手が届くところに迄来ており、ますます管理が難しくなってきた。

ここに、マンション居住者に対する教育制度の必要性を感じる。

マンション管理がわからない、管理組合活動に関心がない、といった人たちが大量に無関心層を依存させた。

- マンション関連三法「①区分所有法・昭和37年4月4日制定 ②マンション管理適正化法・平成12年12月8日制定 ③マンション建替円滑化法・平成14年6月19日制定」の施行から、10年以上を経過し、大きなターニングポイントに差し掛かっている。

こうした時期において、我々マンション居住者(各管理組合)が、現状と今後の方向性をしっかりと見定め将来の展望を持つことが求められている。

改修工事中でも、居住環境を快適に! ゴンドラ足場システムが、集合住宅改修工事のイメージを一新します。

ビソ-ゴンドラ



従来の改修工事で寄せられた居住者のみなさまの声

目の前に足場があると うっとうしいし、誰かが入ってきてそう...



晴れた日は布団や洗濯物を干したいのに、足場があったら隣が当たらないから干せないわ...



改修工事って時間もお金も かなりそう...

ゴンドラ足場システムなら

建物全体をおおいません

- 目の前にネットがないため、工事のない日は普段と変わらない生活環境を維持。



工事中の不安も解消

- 屋上から吊り下げるタイプの足場ですので、足場を伝っての盗難やのぞきなどの不安を解消。



設置・解体もスピーディー

- 部材が少ないため足場設置期間が従来工法の1/3以下、全体工期の短縮にも効果的。

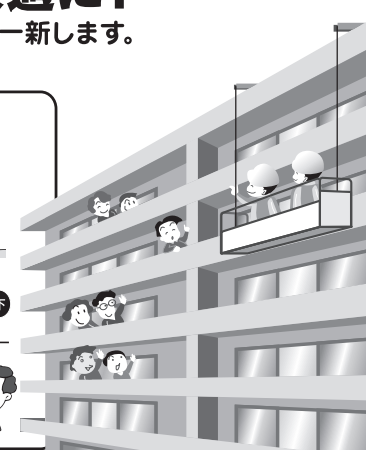


1/3以下

足場設置期間

日本ビソ-株式会社 www.bisoh.co.jp

レンタル埼玉営業所 〒334-0068 埼玉県川口市新堀町3-11 TEL:(048)298-8852



連載 私の町はどんな町②

行田市

行田市は、歴史とロマンが息づく街です。

市民の自慢は「埼玉県名発祥の地」であることです。

この地域は古墳時代から高度な文化が栄え、街の中心から三キロ南「埼玉古墳群」は、昭和三十一年に国指定史跡に指定され、五世紀から七世紀に造られたとされる九基の古墳の中に、日本一の大きさを誇る「大型円墳丸墓山」と武蔵国最大の「前方後円墳」があり、その古墳から出土した「金錯銘鉄剣」「硬玉製勾玉」と「金鋼製帯金具」等が国宝に指定されました。

行田市は「埼玉」という地名にプライドをもっていて、浦和市・大宮市・与野市が合併した時、埼玉市と命名しようとしたが、行田市から異議が出て、結局平仮名の「さいたま市」となりました。

もう一つの自慢は「忍城」です。忍城は関東七名城の一つで、九十万平方メートルあり扇状地の下を通ってきた水が城の北で吹き出し、その水が集まって城周辺の沼を形成しています。

築城した成田氏は、平安中期の名門藤原義孝の子忠基が武蔵守となつて、成田氏を名乗つた名家の血筋です。

石田三成の水攻めの時、

城主氏長は小田原城の援軍として出陣し、忍城の留守は十九才の娘「甲斐姫」に託していました。一九五〇年に石田三成軍二万三千が下流に二十八キロに及ぶコの字形で高さ一九米〜三十六米の堤を築き、水攻めに行いましたが、大雨で堤が決壊し堤下に陣を敷いていた将兵百人が死に水攻めは失敗しました。それは三成軍が忍城周辺の地形を掌握していなかったからです。

三成をして「水に浮く城か」と言わしめた難攻不落

の城だったのです。

甲斐姫は、美人の上男勝りの知将で、敵襲を前に城下の商人・百姓を場内に収容し、五千四百人の命を籠城戦で守りました。

甲斐姫自身も、長髪を烏帽子形の兜に包み、小桜絨の鎧に成田家伝来の浪切りの名刀に、実母形見の短刀を差し、銀の采配を手に、黒駒に打ち乗って陣頭指揮をとつて三成軍を撃退したとのことです。

小田原城が陥落した後も北条方で唯一忍城だけが落ちませんでしたが、しかし北条氏が敗れたことで忍城は開城し、甲斐姫は三成軍に降つたのです。

この十九才の美貌の将を女好きの秀吉が放つておく訳がなく、側室として大阪城に連れて帰りました。

父成田氏長は罪人として所領を奪われましたが、甲斐姫の嘆願で許され、烏山城（栃木県那須烏山市）二万七千石を与えられました。

家康江戸入城後、忍城は天領として松平家が明治維新まで治めています。

廃藩置県後、忍城は取り毀されましたが、現代になつてかつての栄光の「御三階櫓」が蘇つて、武家の町忍町は城下町の名をとつて行田市となりました。

行田の産業といえば「足袋の行田か行田の足袋か」と云われ、全国屈指の足袋の町も戦後の生活様式の変化に伴い需要が激減し、行田市は工業団地の造成、企業誘致等を積極的に進め、学術面ではユニークな「ものづくり大学」の誘致に成功し、近代産業と学術文化の町として変貌しました。

行田市は教育に重点を置き、全国に先駆け構造改革特区の認定を受け、小・中学校に三十人学級を実施し又平成十六年には「古代蓮の里行田のびのび英語教育特区」の認定を受けて、行田市は教育重点の施策に取り組んでいます。

小島 次郎

マンションの大規模修繕工事、“瑕疵”への備えはありますか？

大規模修繕工事の『瑕疵保険』なら...



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 住宅あんしん保証

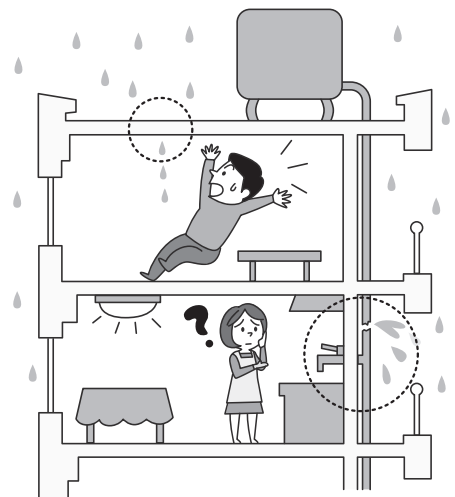
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1

TEL:03-3562-8122 FAX:03-3562-8031

までお問合せください！

住宅あんしん

検索



第42回 マンション管理組合 (春季) 実践セミナーのご案内

日時 平成25年6月9日 (日)

午後1時15分開場・1時30分講演開始

場所 越谷サンシティ 2階視聴覚室 (入口は2階広場より)

(JR武蔵野線南越谷駅、東武スカイツリーライン新越谷駅徒歩3分)

テーマ

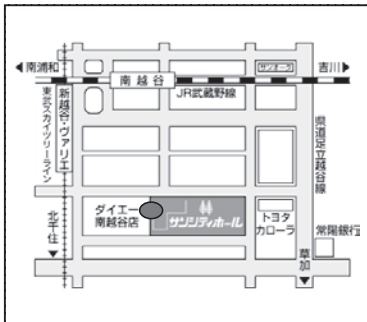
『地域コミュニティ越谷市の管理組合と自治会の関係』

マンションライフを快適に過ごすためには、住まう人同士のコミュニケーションがとても重要です。

でも、些細なことから組織や役員同士のなんとなくギクシャクした関係性で苦労していることはないでしょうか？

また、やらなければならぬ事は何となく解っているけど、『どういう方法で問題を解決して行けば良いのか解らない』などの悩みを抱えている管理組合理事長、自治会長もいると思います。

今回のセミナーでは、個々のマンションが抱える



日常的な問題から社会問題にもなっている孤独死、大災害への備えなど、マンションが抱える問題を論じるために、必要不可欠である『管理組合と自治会の関係性』に焦点を当て、幾つかの『テーマ』について参加者の皆さんとワークショップを行います。

参加申し込みの詳細は、埼玉管ネットWebサイト参照、または事務局までお問合せ下さい。(参加費無料)

第17回 マンション問題総合研究所通常総会報告

日時 平成25年3月2日

場所 NPO法人埼玉管ネット

事務所

議案

第1号議案 平成24年度事業報告

第2号議案 平成24年度決算報告及び監査報告

第3号議案 平成25年度事業計画(案)

第4号議案 平成25年度予算(案)

午後4時、喜田理事長の挨拶に始まり、久保専務理事が議長に選任され、第1号議案から第4号議案を審議され、全ての議案について満場一致で承認された。

(注) 今後の研究課題として、現在は日本列島が災害多難時期に入っており、マンション管理組合としても行政と共に自然災害に対する減災と人的災害(孤独死・孤立死)等、防止対策を考える必要がある、賛助会員や登録会員との協働にて研究を進めたい。又、継続研究テーマとして話し合いがなされた。

第12回 NPO法人埼玉管ネット 通常総会開催案内

日時 平成25年5月18日(土)

午後2時00分~午後3時00分

場所 NPO法人埼玉管ネット

事務所

(住所) さいたま市南区南浦和3-3-17 豊曜ビル2F B号

JR京浜東北線南浦和駅東口徒歩5分

TEL 048-887-9921

*お知らせ

1、NPO埼玉管ネットの運営は、会員皆様の会費で運営されています。又、一昨年度より、会費を2年以上滞納した会員管理組合は無断脱会管理組合として会員名簿より削除いたします。

2、理事長変更届は、必ずご提出ください。ホームページ上の変更登録フォーム又は、年会費請求書と一緒にFAX用の届け出書類も送付しております。

マンションLife
バックナンバー
<http://www.saikan-net.com/>
ユーザー名
saikan-user
パスワード
1415



ヤマギシリフォーム工業株式会社



すまい美しく

北関東支店

〒337-0051 埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 (代) FAX 048-687-1721

ISO 9001
ISO14001
認証取得